

- 一、 改修業主の自宇の修繕費暴行を担ふ事、
- 二、 二月十六日、従業員改修宿舍の工會を以て、
- 三、 二月十六日、
- 四、 二月十六日、
- 五、 二月十六日、
- 六、 二月十六日、
- 七、 二月十六日、
- 八、 二月十六日、
- 九、 二月十六日、
- 十、 二月十六日、
- 十一、 二月十六日、
- 十二、 二月十六日、
- 十三、 二月十六日、
- 十四、 二月十六日、
- 十五、 二月十六日、
- 十六、 二月十六日、
- 十七、 二月十六日、
- 十八、 二月十六日、
- 十九、 二月十六日、
- 二十、 二月十六日、

法人謝賜會福岡出張所

法人謝賜會福岡出張所

る爲町業主は教育部長花本武男を責任者として叱責したる處
 花本は辭職すべく決意し之の旨一同に發表したる結果従業員
 七名が待遇改善を理由に同情罷業をなしたるに因る

十一、 要求事項

- 1、 寄宿生の人格を認められたし
- 2、 副食物を改善せられたし
- 3、 映画其他慰安方法を講ぜられたし

十二、 経過並解決

同情したる従業員七名は翌十七日午前二時半花本と共に無断
 寄宿舎を脱出し花田の知人たる同町の石井某方に籠城罷業を
 決行したのである。

事業主に在りては目下冬枯にて収益少く衣服、マシン機械等
 を入質し居る状態にて従業員も單なる感情に刺戟されて罷業